(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年六月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　静岡県榛原郡川根本町(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年六月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　静岡県榛原郡川根本町(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年六月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　静岡県榛原郡川根本町(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年六月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　静岡県静岡市(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　静岡市(次の図に示す部分に限る。)
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年六月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　岡山県総社市日羽字片山五二九
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○経済産業省告示第百七十四号

電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年五月二十六日付けをもって次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十八年六月八日

経済産業大臣　林　幹雄

登録の区分	外国登録検査機関
一　電線 二　ヒューズ 三　配線器具 四　小形単相変圧器及び放電灯用安定器 五　電熱器具 六　電動力応用機械器具 七　交流用電気機械器具(電気用品安全法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第八十四号。)第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。) 八　携帯発電機	テュフ　ラインランド　エルゲーアー　プロダクツ　ゲーエムベーハー ティリーシュトラーセ2、90431　ニュルンベルク、ドイツ連邦共和国

(参考)

テュフ　ラインランド　エルゲーアー　プロダクツ　ゲーエムベーハーの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

テュフ　ラインランド　エルゲーアー　プロダクツ　ゲーエムベーハー(アムグラウエンシュタイン、51105　ケルン、ドイツ連邦共和国)

テュフ　ラインランド　エルゲーアー　プロダクツ　ゲーエムベーハー(ティリーシュトラーセ2、90431　ニュルンベルク、ドイツ連邦共和国)

テュフ　ラインランド　エルゲーアー　プロダクツ　ゲーエムベーハー(インダストリーシュトラーセ3、70565　シュトットガルト、ドイツ連邦共和国)